

# 石巻地方広域水道企業団 障害者活躍推進計画

(令和2年7月1日～令和7年3月31日)

石巻地方広域水道企業団

## はじめに

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者の雇用の促進と障害のある職員が、その意欲と能力を十分に発揮できるような職場環境を整備することを目的に策定するものです。

令和2年7月

石巻地方広域水道企業団 企業長

石巻地方広域水道企業団 議会議長

石巻地方広域水道企業団 代表監査委員

## 1 計画期間

本計画の期間は、令和2年7月1日から令和7年3月31日までとします。

ただし、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 2 障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者を選任します（令和元年10月8日に事務局長を選任済み）。

○雇用する障害者が5人以上になった場合には、障害者職業生活相談員を選任します。

○本計画の推進に当たっては、障害者である職員に意見を求めるなど障害者の活躍を推進するための体制及び環境を整備します。

## 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

### (1) 職務環境

○必要に応じて、更なるバリアフリー化を推進します。

○障害者である職員からの要望等を踏まえ、就労支援機器の購入や必要に応じた作業手順の見直しなどを検討します。

○新規に採用した障害者については、定期的に面談を行い、必要な配慮等を行います。

### (2) 募集及び採用

○募集及び採用に当たっては、次の取扱いをしないようにします。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

### (3) 働き方

○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

○必要に応じて、時差出勤や早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の導入を検討します。

### (4) その他

○中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備や通院等への配慮を行います。

#### 4 障害者の活躍の推進に向けた数値目標

法定雇用率以上の障害者雇用を継続的にすること。

令和2年6月1日現在の数値

法定雇用率	現在の雇用率	雇用すべき人数	現在の雇用人数	目標とする雇用人数
2.50%	2.32%	3人	3人	4人

※重度身体障害者は2人としてカウントしている。

※雇用すべき人数としての3人は満たしているところであるが、法定雇用率には届いていない状況にあるため、4人の雇用を目標とするものである。

※算定基礎労働者数が129.5人であるため、4人を雇用した場合の雇用率は法定雇用率を上回る3.09%となる。

#### 5 障害者の活躍の推進に向けた具体的な取り組み

○採用にて、障害者雇用の増を図る。

- ・令和2年度 障害者対象の職員採用試験を実施する。
- ・令和3年度 障害者対象の職員採用試験を実施する。
- ・令和4年度 障害者対象の職員採用試験を実施する。
- ・令和5年度 状況に応じて、障害者対象の職員採用試験を実施する。
- ・令和6年度 状況に応じて、障害者対象の職員採用試験を実施する。